



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 条例

\*61 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課) ..... 1

#### 公布された条例のあらまし

##### ◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

###### 1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため個人の県民税に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例措置を講ずるとともに、規定の整備を行いました。(附則第 6 項の 3、附則第 13 項の 2 及び附則第 25 項～第 30 項関係)

###### 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例に関する規定は、平成 24 年 1 月 1 日から施行します。

## 条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 23 年 12 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 和歌山県条例第 61 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和 25 年和歌山県条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の 3 第 2 号ウ中「並びに租税特別措置法第 10 条」を「、租税特別措置法第 10 条」に、「及び第 10 条の 2 の 2 から第 10 条の 7 まで」を「、第 10 条の 2 の 2 から第 10 条の 6 まで及び第 10 条の 7 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号。以下「震災特例法」という。)第 10 条の 4 の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額並びに震災特例法第 10 条の 2 及び第 10 条の 3」に改める。

附則第 13 項の 2 中「、次項及び附則第 13 項の 8」を「から附則第 13 項の 4 まで、附則第 13 項の 8 及び附則第 27 項」に改める。

附則第 26 項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)」を「震災特例法」に改め、同項を附則第 30 項とする。

附則第 25 項中「(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)」を削り、同項を附則第 29 項とし、附則第 24 項の次に次の 4 項を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

- 25 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第6項の3第2号イ中「第31条の3」とあるのは「第31条の3（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第13項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第13項の4中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第13項の5中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第13項の7中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第6項の3、附則第13項、附則第13項の4、附則第13項の5又は附則第13項の7の規定を適用する。

- 26 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

(東日本大震災に係る優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡の特例)

- 27 附則第13項の3の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成23年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で施行令で定める場合において、平成24年1月1日から起算して2年以内の日で施行令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該施行令で定める日までの期間を附則第13項の3に規定する期間とみなして、同項の規定を適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

- 28 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6項の3、附則第6項の6及び附則第6項の7の規定の適用については、附則第6

項の 3 中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、同項第 1 号中「租税特別措置法第 41 条第 2 項若しくは第 41 条の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条第 2 項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2」と、同項第 3 号中「租税特別措置法第 41 条、第 41 条の 2 の 2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条、同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2 若しくは租税特別措置法」と、附則第 6 項の 6 中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、同項第 1 号中「租税特別措置法第 41 条第 2 項若しくは第 5 項若しくは第 41 条の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条第 2 項若しくは第 5 項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2」と、同項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条、第 41 条の 2 の 2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条、同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2 若しくは租税特別措置法」と、附則第 6 項の 7 第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 24 項の次に 4 項を加える改正規定（附則第 28 項に係る部分に限る。）は平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

##### (和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成 23 年和歌山県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 26 項の改正規定及び同項を附則第 27 項とし、附則第 25 項を附則第 26 項とし、附則第 24 項の次に 1 項を加える改正規定を削る。

附則ただし書を削る。